

平成23年第2回三重県議会定例会提出予定議案概要(その1)

区 分	件 名	概 要																										
		<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">予 算 件</td> <td style="padding: 5px;">4</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="padding: 5px;">議案 4 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">条 例 議案</td> <td style="padding: 5px;">2 1</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その 他 議 案</td> <td style="padding: 5px;">2 1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">報 告 定 出</td> <td style="padding: 5px;">2 5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">認 定 出</td> <td style="padding: 5px;">2 5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">提 出</td> <td style="padding: 5px;">2 5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">計</td> <td style="padding: 5px;">2 5</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	予 算 件	4	}	議案 4 件	条 例 議案	2 1	その 他 議 案	2 1			報 告 定 出	2 5			認 定 出	2 5			提 出	2 5			計	2 5		
予 算 件	4	}	議案 4 件																									
条 例 議案	2 1																											
その 他 議 案	2 1																											
報 告 定 出	2 5																											
認 定 出	2 5																											
提 出	2 5																											
計	2 5																											
<p>その他議案 (4件)</p> <p>総務部</p>	<p>【1】 専決処分の承認について (平成23年度三重県一般会計補正予算(第3号))</p>	<p>東日本大震災の支援に伴う補正を行った。 (補正額 238,086千円)</p>																										
<p>企業庁</p>	<p>【2】 専決処分の承認について (平成23年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第1号))</p>	<p>東日本大震災の支援に伴う補正を行った。 (補正額 365千円)</p>																										
<p>総務部</p>	<p>【3】 専決処分の承認について (平成23年度三重県電気事業会計補正予算(第1号))</p>	<p>東日本大震災の支援に伴う補正を行った。 (補正額 219千円)</p>																										
<p>総務部</p>	<p>【4】 専決処分の承認について (三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例)</p>	<p>過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正されたことにかんがみ、必要な改正を行った。 (平成23年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容) 事業税、不動産取得税及び県固定資産税の課税免除の適用を受けることができる設備の新設又は増設の期限を、平成25年3月31日までとする。</p>																										
	参 考																											
	<p>1 条例の概要 過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域内において、一定の工業等設備を新設し、若しくは増設した者等に対する事業税、不動産取得税又は県固定資産税に関する県税の特例措置を定めたものである。</p> <p>2 専決年月日：平成23年3月31日</p>																											

区 分	件 名	概 要
報告 (21件) 県土整備部	【 5 】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について)	県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求等の訴えの提起 (和 解を含む。) を行った。
生活・文化部	【 6 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 23 年 3 月 1 日伊勢市岡本一丁目地内の駐車場におい て発生した生活・文化部 (勤労・雇用支援室) に係る自動車 による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解し た。 損害賠償額 185,710 円
農水商工部	【 7 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 23 年 2 月 14 日尾鷲市倉ノ谷町地内の国道 42 号に おいて発生した尾鷲農林水産商工環境事務所 (水産室) に係 る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について 和解した。 損害賠償額 88,095 円
県土整備部	【 8 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 22 年 11 月 19 日松阪市荒木町地内の県道松阪港線 において発生した松阪建設事務所 (総務・管理室) に係る自 動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解 した。 損害賠償額 7,848 円
	【 9 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 23 年 1 月 6 日津市島崎町地内の駐車場において発生 した津建設事務所 (保全室) に係る自動車による公務上の事 故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 48,300 円
	【 10 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 23 年 1 月 14 日伊勢市岩淵一丁目地内の駐車場にお いて発生した伊勢建設事務所 (事業推進室) に係る自動車に よる公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 29,050 円
警察本部	【 11 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 22 年 7 月 26 日四日市市赤堀南町地内の市道におい て発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故 に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 739,006 円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	【12】 専決処分報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成22年10月28日四日市市芝田一丁目地内の市道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 82,725 円
	【13】 専決処分報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成22年11月5日南牟婁郡御浜町大字阿田和地内の駐車場において発生した紀宝警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 65,132 円
	【14】 専決処分報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成22年11月24日桑名市大字西別所地内の県道星川西別所線において発生した通信指令課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 761,845 円
	【15】 専決処分報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成22年12月3日津市一身田町地内の市道において発生した機動捜査隊に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 123,888 円
	【16】 専決処分報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成22年12月8日四日市市赤堀南町地内の市道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 23,881 円
	【17】 専決処分報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成22年12月17日津市久居野村町地内の駐車場において発生した交通機動隊に係る自動二輪車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 124,575 円
	【18】 専決処分報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成23年1月16日四日市市富田四丁目地内のロータリーにおいて発生した四日市北警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 184,223 円
	【19】 専決処分報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成23年1月30日松阪市朝日町地内の駐車場において発生した松阪警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 125,600 円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	【20】 専決処分報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成23年2月3日志摩市阿児町鵜方地内の県道鳥羽阿児線において発生した鳥羽警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 259,350円
教育委員会	【21】 専決処分報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成22年11月10日伊賀市荒木地内の国道163号において発生した県立伊賀白鳳高等学校に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 895,610円
県土整備部	【22】 専決処分報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成22年11月28日松阪市飯南町上仁柿地内の国道368号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 56,570円
	【23】 専決処分報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成22年12月28日名張市中知山地内の県道名張曾爾線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 53,025円
	【24】 専決処分報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成23年2月10日松阪市大河内町地内の国道166号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 114,665円
健康福祉部	【25】 議会の議決すべき事件以外の 契約等について	<p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約</p> <p>【契約名称】三重県広域災害・救急医療情報システム再構築検討 システム開発・機器調達・運用保守等委託契約</p> <p>【履行場所】財団法人三重県救急医療情報センターほか</p> <p>【契約金額】582,750,000円</p> <p>【契約方法】(総合評価)一般競争入札</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 東京都新宿区揚場町1-18 株式会社NTTデータ・アイ 代表取締役 村松 充雄</p> <p>【契約締結の年月日】平成23年4月18日</p> <p>【契約期間】平成23年4月18日から 平成29年9月30日まで</p>

区 分	件 名	概 要
環境森林部		<p>4分の1出資法人が締結した予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約</p> <p>【法人名】財団法人三重県環境保全事業団 【契約名称】新小山最終処分場浸出水処理施設建設工事 【履行場所】四日市市小山町地内 【契約金額】1,105,650,000円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 三重県四日市市大字塩浜191番地1 三菱化学エンジニアリング株式会社中部支社 理事中部支社長 池田 康一</p> <p>【契約締結の年月日】平成23年2月16日 【契約期間】平成23年2月16日から 平成25年3月20日まで</p> <p>4分の1出資法人が締結した予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【法人名】財団法人三重県環境保全事業団 【契約名称】新小山最終処分場建設工事 【履行場所】四日市市小山町地内 【契約金額】変更前 5,050,500,000円 変更後 5,043,879,750円 【契約方法】随意契約（変更契約） 【契約の相手方の住所及び氏名】 三重県津市八町3丁目4番7号 鹿島・石原化工・アイトム 特定建設工事共同企業体 代表者 鹿島建設株式会社三重営業所 所長 古川 知彦</p> <p>【変更契約締結の年月日】平成23年3月28日 【契約期間】平成22年3月26日から 平成26年3月20日まで</p>

平成23年第2回三重県議会定例会提出予定議案概要(その2)

区 分	件 名	概 要																	
<p>条例案 (1件) 総務部</p>	<p>【1】 三重県県税条例の一部を改正する条例案</p>	<table border="1" data-bbox="767 342 1513 600"> <tr> <td>予 算</td> <td>1 件</td> <td rowspan="5">議案 1 件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>その 他</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>1 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1 件</td> <td></td> </tr> </table> <p>東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための地方税法の一部改正に伴い、不動産取得税及び軽油引取税についての規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 不動産取得税 東日本大震災による被災家屋の所有者等が、代替家屋を平成33年3月31日までの間に取得した場合に、被災家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないように特例を講じる。 被災家屋の敷地の用に供されていた土地(従前の土地)の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地を平成33年3月31日までの間に取得した場合に、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないように特例を講じる。</p> <p>(2) 軽油引取税 揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の適用を停止する。</p> <p>(3) 改正後の不動産取得税に関する規定は、地方税法の一部を改正する法律の施行の日から適用する。</p>	予 算	1 件	議案 1 件	条 例	1 件	その 他	1 件	報 告	1 件	認 定	1 件	提 出	1 件		計	1 件	
予 算	1 件	議案 1 件																	
条 例	1 件																		
その 他	1 件																		
報 告	1 件																		
認 定	1 件																		
提 出	1 件																		
計	1 件																		